

# 宮古郡剣道連盟会則

## 第一章 総 則

第 1 条 本会は、宮古郡剣道連盟という。

第 2 条 本連盟は、その事務所を事務局長の勤務所におく。

## 第二章 目的及び事業

第 3 条 本連盟は財団法人沖縄県剣道連盟（以下「沖剣連」という）の加盟団体として宮古における剣道（居合道を含む、以下同じ）の振興普及に努め、もって郡民の本位向上及び、健全な精神の涵養に資するとともに、関係諸団体及び会員相互の親睦を図る事を目的とする。

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 各種剣道大会への選手団の派遣
2. 剣道競技の開催
3. 剣道に関する研究、指導並びに講習会の開催
4. 級位審査の開催
5. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

## 第三章 会 員

第 5 条 本連盟の会員は、剣道を愛好し又は本連盟の趣旨に賛同して入会した個人又は法人とする。

第 6 条 会員は毎年 3 月末までに次の各号に定める会費を納入しなければならない。

1. 八 段・・・ 10,000 円
2. 七 段・・・ 8,000 円
3. 六 段・・・ 7,000 円
4. 五 段・・・ 6,000 円
5. 四 段・・・ 5,000 円
6. 三 段・・・ 4,000 円
7. 二 段・・・ 3,000 円
8. 初 段・・・ 2,000 円
9. 有級者・・・ 1,000 円

第 7 条 本連盟に入会しようとする者は、入会金 500 円を添えて入会申し込み書を提出しなければならない。

- 第 8 条 1. 会員が退会する時は、書面でその旨を届け出なければならない。  
2. 死亡又は解散した会員は退会したものとみなす。
- 第 9 条 会員に次の各号の行為がある時は、役員総会において出席会員の四分の三以上の同意を得て、これを除名する事ができる。  
1. 会費を 2 年以上納入しない時。  
2. 本連盟の名誉を毀損し又は秩序を乱した時。
- 第 10 条 退会し又は除名された者が既に納入した会費、入会金、その他会員としての義務にもとずいて納付した金品は、これを返還しない。

#### 第四章 役員

- 第 11 条 1. 本連盟に次の役員をおく。  
(1) 会長 1 名  
(2) 副会長 2 名  
(3) 理事 6 名以上 12 名以内  
(4) 事務局長 1 名（次長として会計 1 名をおく）理事から選出  
(5) 監事 2 名  
2. 役員は総会において選出する。選任の方法は別に総会において定める。  
3. 監事は他の役員を兼ねる事はできない。
- 第 12 条 1. 会長は、本連盟を代表し、連盟の業務を統括する。  
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長を代理する。  
3. 事務局長は、事務全般の統括をする。  
4. 理事は連盟の業務を執行する。  
5. 監事は連盟の財産及び業務の執行状況を監査する。
- 第 13 条 1. 役員任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。  
2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。  
3. 辞任又は任期満了の場合においては後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。
- 第 14 条 その地位にふさわしくない行為をした役員は、総会の議決により解任することができる。
- 第 15 条 役員は無報酬とする。但し、職務の遂行に必要な実費は別に定めるところにより、これを支給する。

#### 第五章 会議

- 第 16 条 会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

- 第 17 条 総会は、第 5 条の役員のうち、20 歳以上の者（以下本章において「会員」という）をもって構成する。
- 第 18 条 1. 総会は、この会則に定めるものの他、次の事項を決議する。  
（1）予算の審議、決算承認の決定  
（2）事業計画の決定  
（3）事業報告の承認  
（4）役員改選  
（5）その他、連盟の運営に関する重要な事項
2. 理事会は、この会則に別に規定するものの他、次の事項を決定する。  
（1）総会の議決した事業の執行  
（2）総会に付すべき事項  
（3）その他、総会の議決を必要としない業務の執行
- 第 19 条 1. 通常総会は、毎年 4 月末に開催する。  
2. 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。  
（1）理事会が必要と認めるとき。  
（2）会員の 3 分の 1 以上が会議の目的を記載した書面による開催の請求をするとき。  
（3）監事が財産の状況又は業務の執行に不正があると認め、その報告の為、開催を請求するとき。  
3. 理事会は随時開催する。
- 第 20 条 1. 会議は会長が召集する。  
2. 総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項並びに日時及び場所を表示して開催の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 第 21 条 総会及び理事会の各議長は、いずれも会長をもってあてる。
- 第 22 条 会議は総会においては会員、理事会においては理事の過半数以上の出席がなければ開催する事ができない。
- 第 23 条 1. 総会の議事は、この会則に別に規定するものの他、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。
- 第 24 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決を委任することができる。  
この場合においては、前 2 条の適用については出席したものとみなす。

第 25 条 会議の議事については議事録を作成し、議長及び出席した会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

## 第六章 沖剣連評議員及び顧問

第 26 条 本連盟は、理事会の決議により有段者たる理事の中から、沖剣連寄付行為第 22 条の評議員 1 名を選出する。

第 27 条

1. 本連盟に顧問を置くことができる。
2. 顧問は会長が理事会にはかって委嘱し、重要な会議について会長の諮問に答える。
3. 顧問は理事会及び総会に出席して、意見を述べることができる。

第 28 条 第 13 条の規定は、沖剣連評議員及び顧問に準用する。

## 第七章 会 計

第 29 条 本連盟の経費は、入会金、会費、事業収入、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第 30 条 本連盟の経費予算は、毎年会計年度開始前に編成し、事業計画とともに総会の承認を受けなければならない。

第 31 条 本連盟の収支決算は、年度終了後二ヶ月以内にその年度末の財産目録及び事業報告書とともに監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第 32 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第八章 会則の変更及び解散

第 33 条 この会則は総会において第 17 条の会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 34 条 本連盟は、第 17 条の会員の 4 分の 3 以上の同意によって解散することができる。

第 35 条 解散後の財産残金は、総会の決議を経て本連盟と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

## 附 則

1. この会則は昭和 48 年 10 月 30 日から施行する。
2. 第 33 条においては平成 17 年 4 月 24 日に変更、平成 17 年 4 月 25 日より施行する。